

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年2月9日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第4号

京都市教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第9を次のように改める。

別表第9（第36条関係）

級別	区分	名称	位置
2級	義務教育 学校	京都市立花背小中学校	京都市左京区花脊大布施町797番地
		京都市立宕陰小中学校	京都市右京区嵯峨越畑南ノ町32番地の2

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の京都市教職員の給与に関する規則の規定は、令和4年4月分のへき地手当から適用し、同年3月分までのへき地手当については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)